

「2020年7月1日より全国一律レジ袋有料化が始まります」

2020年7月1日より、全国一律でプラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化がスタートします。海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、プラスチック製買物袋の有料化を通じて、マイバックの持参など消費者のライフスタイルの変革を促すことが目的で有料化が実施されます。スーパーやコンビニなどの小売業はもちろんのこと、飲食店でテイクアウト時に使用するプラスチック製紙袋も有料化の対象となりますので、各社ご対応のほどお願いいたします。

①対象となる事業者

プラスチック製買物袋を扱う小売業を営む全ての事業者が対象となります。

例) 製造事業者や卸売業者が、製品をショッピングモールや百貨店で販売する場合
美容サロンで、美容グッズを販売する場合 等

②対象となる買物袋

消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋

ただし下記の要件に該当する場合は有料化の対象外とする。

A. プラスチックのフィルムの厚さが 50 マイクロメートル以上のものであり、繰り返し使用を推奨する旨の記載若しくは記号がある

B. 海洋生分解性プラスチックの配合率が 100%のものであり、第三者により認定又は認証されたことを示す記載又は記号がある

C. バイオマス素材の配合率が 25%以上のものであり、第三者により認定又は認証されたことを示す記載又は記号がある

③価格設定の方法

サイズ・用途や仕入れ主体・方法などにより、様々なケースが考えられることから、各事業者が消費者のライフスタイル変革を促すという本制度の趣旨・目的を踏まえつつ自らが設定する

(プラスチック製紙袋の1枚当たりの価格が1円未満にならないようにすること)

●問い合わせ先

レジ袋有料化お問い合わせ窓口

事業者向け：0570-000930 消費者向け：0570-080180

●参考資料

・レジ袋有料化ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

・レジ袋有料化パンフレット

<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/document/pamphlet.pdf>

・レジ袋有料化ガイドライン

<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/document/guideline.pdf>